

【アイドリングストップ支援機器 別紙1 記載例】

別紙1

アイドリングストップ支援機器 車両別請求内訳

令和 年 月 日 記載 不要

会社名 株式会社 ☆☆輸送
 導入営業所名 本社営業所

上限台数:1事業者、5台まで。

No.	アイドリングストップ支援機器導入機器内容						装着車両内容		
	東ト協 指定番号	導入機器 (該当機器を○印で囲む)	メーカー名 機器名(型式)	補助対象経費 本体購入価格 (税抜)	トラック協会 請求金額(円)	導入日	国補助有 無*	車両型式 (PK-, BDG-等)	登録番号
1	IS***	蓄熱マット等	A社 あったかマット (SW-EP3)	15,000	7,000	H30.6.4	有 無	PB	品川100あ △△△△
		エアヒータ							
		車載バッテリー式冷房装置							
2	IS***	蓄熱マット等	B社 ホットマット (HOK-AB)	33,500	15,000	H30.6.26	有 無	PA	品川400い △△△△
		エアヒータ							
		車載バッテリー式冷房装置							
3	IS***	蓄熱マット等	C社 エアヒータ (K-34Z)	85,500	42,000	H30.7.7	有 無	ADG	品川100い △△△△
		エアヒータ							
		車載バッテリー式冷房装置							
4	S***	蓄熱マット等	D社 バッテリー式クーラー (626E)	250,000	60,000	H30.7.20	有 無	ADG	品川100か △△△△
		エアヒータ							
		車載バッテリー式冷房装置							
5							有		
計				124,000					

請求明細書に記載されている金額(税抜き) 単価をそれぞれ記入。

国の補助制度を受けているときは“有”に○印。
 ※“有”の場合は全ト協分の補助対象外です。

◎補助金額の計算について
 ※1,000円未満切捨。各機器種類による補助上限金額有。

①No. 1 蓄熱マット等 対象額15,000円の場合
 東ト協のみ=(15,000×1/2=7,500円)→7,000円
 ≪蓄熱マット等 1/2額か、上限15,000円の低い方≫

②No. 2 蓄熱マット等 対象額33,500円の場合
 東ト協のみ=(33,500×1/2=16,750円)→15,000円
 ≪蓄熱マット等 1/2額か、上限15,000円の低い方≫

③No. 3 エアヒータ 対象額85,500円の場合
 全ト協のみ=(85,500×1/2=42,750円)→42,000円
 ≪エアヒータ 1/2額か、上限60,000円の低い方≫

④No. 4 車載バッテリー式冷房装置 対象額250,000円の場合
 全ト協のみ=(250,000×1/2=125,000円)→60,000円
 ≪車載バッテリー式冷房装置 1/2額か、上限60,000円の低い方≫

【別表】平成31年度アイドリングストップ対象機器 一覧を参照。該当の機器の種類を○印で囲む。

補助金合計額を記入。([様式1]1. 請求金額と同じ額)

※ 補助台数は1社5台まで。車両1台につき機器は1台まで。

* 国の補助を受けた場合、全ト協補助分は対象外。

◎エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置の補助を受ける場合は“別紙 誓約書”の原本を添付してください。